

四日市市告示第458号

四日市市中小企業等事業再構築計画策定費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業等事業再構築計画策定費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業再構築補助金の申請を行う事業者に対し、事業計画の策定にかかる費用に対して補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で新分野展開、業態転換、事業転換及び業種転換等に新たに挑戦する市内事業者を支援することを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 この要綱の補助対象者は、事業再構築補助金の補助対象者のうち、中小企業者又は中小企業者等に含まれる中小企業者以外の法人であって、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 市内において行う事業について、この要綱の施行日以後に事業再構築補助金の申請を行っていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 次に掲げるいずれかの法人

(ア) 暴力団（四日市市暴力団排除条例（平成23年四日市市条例第9号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 当該法人の役員が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

(ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

イ 次に掲げるいずれかの個人

(ア) 暴力団員である者

(イ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- (4) 市内に本店登記若しくは主たる事業所（国内における従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している拠点をいう。以下同じ。）のある法人又は市内に主たる事業所のある個人で本市の住民基本台帳に記録されているもの

(補助金額)

第3条 補助金の額は、事業再構築補助金の交付申請に必要となる事業計画の策定に要した経費のうち、認定経営革新等支援機関に支払った額に2分の1を乗じた額とし、10万円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、四日市市中小企業等事業再構築計画策定費補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 法人の本店登記若しくは主たる事業所又は個人の主たる事業所が市内にあること及び本市の住民基本台帳に記録されていることを確認できる書類

(2) 事業再構築補助金の申請を行ったこと及び申請内容を確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、四日市市中小企業等事業再構築計画策定費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するとともに補助金を交付し、交付しないと決定したときは四日市市中小企業等事業再構築計画策定費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第6条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(事業評価)

第7条 市長は、当該事業に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他適正な措置を講ずるものとする。

(四日市市補助金等交付規則の適用除外)

第8条 この補助金は、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)第2条第1号の規定により市長が指定する給付金とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに第5条に規定する交付決定を受けた補助金については、この要綱の規定はこの要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(商工農水部工業振興課)

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
名 称
代表者
電話番号

四日市市中小企業等事業再構築計画策定費補助金交付申請書兼請求書

みだしの補助金の交付を受けたいので、四日市市中小企業等事業再構築計画策定費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 事業の内容

3 認定経営革新等支援機関名

4 補助金申請額 金 円

5 添付書類

- (1) 事業再構築補助金の申請を行ったこと及び申請内容が分かる以下の書類
 - ・事業再構築補助金の電子申請画面の写し（申請者の概要、受付番号が分かるページ等）
 - ・事業計画書
 - ・認定経営革新等支援機関の確認書
- (2) 認定経営革新等支援機関に支払った報酬の金額が分かる書類（領収書等）
- (3) 債権者登録口座振込申出書
- (4) 法人登記の全部事項証明書又は法人若しくは個人の主たる事業所が市内にあることを確認できる書類
- (5) 住民票（個人事業者のみ）
- (6) 四日市市市税完納証明書

住 所
名 称
代表者

四日市市中小企業等事業再構築計画策定費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市中小企業等事業再構築計画策定費補助金については、四日市市中小企業等事業再構築計画策定費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1 事業名

2 補助金額 金 円

3 補助金交付の条件

- (1) 四日市市中小企業等事業再構築計画策定費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存すること。
- (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

住 所
名 称
代表者

四日市市中小企業等事業再構築計画策定費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市中小企業等事業再構築計画策定費補助金については、下記のとおり交付できませんので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 事業名
- 2 不交付の理由